

# 工業用水の使用について

福島県企業局

工業用水を使用される場合は、「福島県工業用水道条例」及び「福島県工業用水道条例施行規程」によることとなりますが、特に留意すべき事項については以下のとおりですので、御承知願います。

## 1 給水対象

工業用水は、給水区域内において工業を営む者であって、予定使用水量が 600 m<sup>3</sup>/日（好間工業用水道においては 200 m<sup>3</sup>/日）以上の場合に給水を受けることができます。

## 2 基本使用水量の変更

- (1) 基本使用水量を超える水量の受水が必要な場合は、増量を申し込むことができます。
- (2) 減量は管理者が特に必要と認める場合を除き認められません。万一減量が認められた場合でも、違約金として次回料金改定日の前日までの減量分料金相当額を支払うこととなりますので、給水申込みにあたり使用水量については十分注意してください。

## 3 特定水量

給水能力に余裕がある場合、事前に申し込むことによって、基本使用水量を超えた水量を一定期間受水することができます。

## 4 水質基準

- (1) 磐城工業用水道、好間工業用水道、相馬工業用水道の水質基準は次のとおりです。

水温：25度以下

濁度：15度以下

水素イオン濃度：水素指数6.0以上8.5以下

- (2) 勿来工業用水道、小名浜工業用水道は取水地点において取水した原水を供給します。

## 5 給水の停止・制限

非常災害その他不可抗力により給水することができない場合、又は工業用水道施設の修繕等の工事を行うため給水することができない場合は、企業局は給水を停止し、又は制限することができます。

## 6 受水の廃止・休止

受水の廃止又は6ヶ月以上受水を休止する場合は、届出が必要となります。

## 7 用途制限

工業用水は、工業の用以外の用途に使用することはできません。

この他、下水処理場、し尿処理場、ゴミ焼却場等の公共施設やビルの冷房施設、用水施設等に雑用水として使用できる場合もありますので、該当する場合は御相談願います。

## 8 受水槽の設置

常時均等に受水するための受水槽（受水量（ $\text{m}^3/\text{時}$ ）の2時間分以上を目安とする）を設置していただく必要があります。万が一の取水制限時等にも対応が出来る水量での設置を御検討ください。

## 9 給水施設（別紙1参照）

- (1) 給水施設（配水管から分岐して設けられる給水管及びこれに附属する器具等）の新設、移転、撤去等に関する工事は企業局が行い、その費用は使用者の負担となります。
- (2) 企業局が管理する給水施設は、配水管からの分岐点から量水器及び量水器室の先の最初の継手までです。それ以降は使用者の管理になりますので、流量の調整については、使用者が設置した弁により行うことになります。

## 10 工業用水道料金等

別紙2のとおり

## 11 変更届

使用者は、氏名または住所に変更があった場合は届出が必要となります。

別紙1

給水施設の工事及び費用負担について

工業用水を供給するために必要となる給水施設の工事及びその費用負担区分は下記のとおりです。

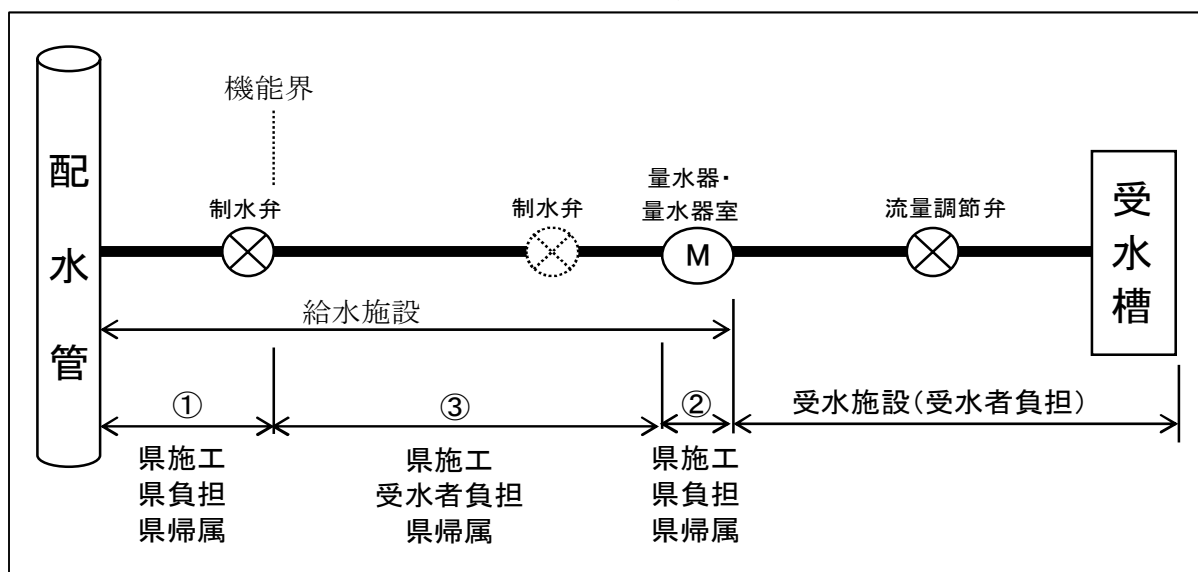
ただし、下記によりがたい場合は別途協議することとなります。

記

【給水施設の工事及び費用負担】

- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| ①配水管から最初の制水弁（弁を含む）まで              | 県施工・県負担・県帰属   |
| ②量水器、量水器室及び量水器室内の管弁類              | 県施工・県負担・県帰属   |
| ③制水弁（弁を含まない）から量水器室の手<br>前の最初の継手まで | 県施工・受水者負担・県帰属 |

給・配水管を延長する場合の取扱いについて（原則）



## 別紙2

### 工業用水道料金等について

#### 1 工業用水道料金

工業用水道料金 = { (①基本料金 + ②特定料金 + ③超過料金) - ④減額料金 } (税抜)

- ①：基本料金 = 基本使用水量 (m<sup>3</sup>/日) × 日数 × 基本料金単価 (別表1)
- ②：特定使用水量 = 特定使用水量 (m<sup>3</sup>/日) × 日数 × 特定料金単価 (別表1)
- ③：超過料金 = 超過使用水量 × 超過料金単価 (別表1)
- ④：減額料金

- ・ 給水を停止した場合

(基本使用水量 × 1 / 24 × 停止時間) × 減額単価 (別表2)

- ・ 給水を制限した場合

{ (基本使用水量 × 1 / 24 × 制限時間) - 制限時間内に受水した水量 }  
× 減額単価 (別表2)

例：磐城工業用水道 (@13.5円/m<sup>3</sup>) にて管路の漏水復旧工事による  
給水制限 (30%) を10時間実施した場合の受水企業 (基本使用水量  
600 m<sup>3</sup>/日) の減額料金は以下のとおり。

{ (600m<sup>3</sup>/日 × 1/24 × 10時間) - (600m<sup>3</sup>/日 × 70% × 1/24 × 10時間  
) } × 13.5円/m<sup>3</sup> = 1,013円

- ・ 使用者が受水を休止した場合

休止水量 × 休止日数 × 休止単価 (別表3)

#### 2 量水器使用料

量水器使用料は、1ヶ月あたり30,000円 (税抜) です。

#### 3 納期限

工業用水道料金及び量水器使用料は、毎月末日までに前月使用分を納めることとなります。

別表1 第23条—第25条関係（基本料金、特定料金、超過料金）

区 分		基本料金	特定料金	超過料金
磐城工業用水道		13.50円	13.50円	27.00円
勿来工業用水道	南台地区	6.90円	6.90円	13.80円
	南台以外	4.80円	4.80円	9.60円
小名浜工業用水道		2.8円	2.8円	5.6円
好間工業用水道		50.00円	50.00円	100.00円
相馬工業用水道		48.00円	48.00円	96.00円

別表2 第26条第1項関係（給水の停止・制限）

区 分		非常災害その他不可抗力により給水することができない場合	工業用水道施設の工事により給水することができない場合
磐城工業用水道		1.36円	13.50円
勿来工業用水道	南台地区	2.26円	6.90円
	南台以外	1.74円	4.80円
小名浜工業用水道		0.54円	2.8円
好間工業用水道		6.66円	50.00円
相馬工業用水道		3.48円	48.00円

別表3 第26条第2項関係（受水の休止）

磐城工業用水道		1.36円
勿来工業用水道	南台地区	2.26円
	南台以外	1.74円
小名浜工業用水道		0.54円
好間工業用水道		6.66円
相馬工業用水道		3.48円